

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月8日

広島市長

提出者

住所 広島市佐伯区五日市中央4-7-42

氏名 株式会社 清水土建工業

代表取締役 清水 伸樹

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-921-2558

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和 5 年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 清水土建工業
事業場の所在地	広島市佐伯区五日市中央4-7-42
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	令和4年度 完成工事高 792,045千円
③従業員数	17人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産廃発生（各工事現場）⇒収集・運搬⇒処分（処分業者）

条例別紙1
(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和4年度）実績量
計画：今年度（令和5年度）計画量

単位：トン／年

単位：トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	26.635	30.000									26.635	30.000	26.635	30.000						
紙くず																				
木くず	201.47	200.00									201.47	200.00	1.6500	0.000	199.82	200.00				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	36.000	46.000									36.000	46.000	0.000	0.000						
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
缶蓋																				
がれき類	549.29	500.00									549.29	500.00	69.700	70.000	479.59	430.000				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	813.395	776	0	0	0	0	0	0	0	0	813.395	776	97.985	100	679.41	630	0	0	0	0

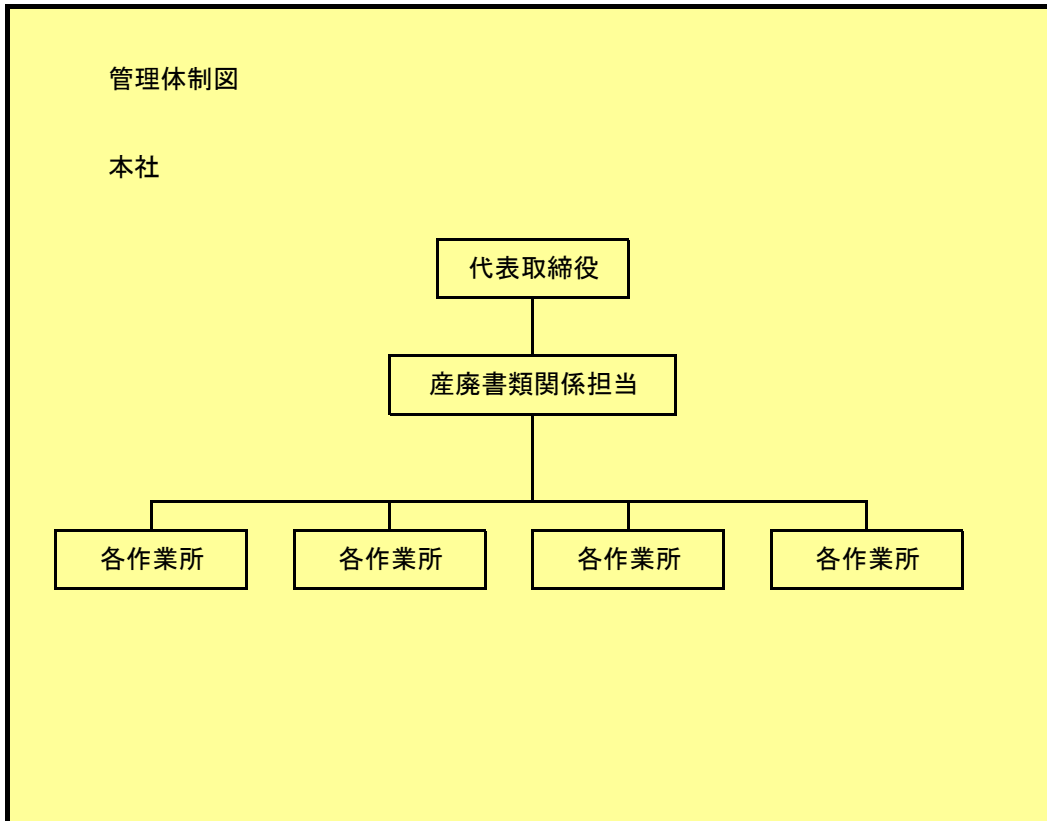
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>必要以上の取壊しを抑制し、再資源化に努める。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も同様抑制と、再資源化に努める。</p>

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	各作業所ごとに発生する全ての廃棄物を種類ごとに、明確に表示し、確実に分別する。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	今後も同様に、取り組み続ける。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	適切な処分業者と適切な委託関係を締結し、マニフェスト等の帳票書類の保管・管理を行う。
②計画 (今後実施する予定の取組)	現状通り、適切な委託を行う。